

保護者の皆様

学校給食での食物アレルギー対応について

宝塚市教育委員会

宝塚市の市立小学校、中学校、特別支援学校では、学校給食での食物アレルギー対応を実施しております。

1. 対象者

医師により、食物アレルギー又は乳糖不耐症と診断され、食事療法を指示されている児童。※診断書(教育委員会の指定様式)の提出が必要です。

2. 申請等

入学説明会時に配布する希望調査票を学校に提出し、後日、学校で実施する面談を受けていただきます。その後、指定した期日までに診断書(指定様式)を提出していただき、面談及び診断書に基づき、食物アレルギー対応の可否決定を行います。

※入学説明会前でも就学時健康診断などの際に、事前の相談が可能です。入学する学校へご連絡ください。

3. 対応内容

① 献立表の確認

より安全な食物アレルギー対応を実施するため、医師の診断に基づき、保護者と学校で献立表の確認を行います。

※ただし、「そば」「ナッツ類」「あわび」「いくら」「キウイフルーツ」「バナナ」「まつたけ」は学校給食で使用しませんので、これらのアレルギーについての診断書の提出は必要ありません。

② 対象食品の提供停止または弁当対応

食物アレルギーや乳糖不耐症により、飲用牛乳、主食(パン・米飯)、副食のいずれか又は全てを飲食できない場合は、給食での該当食品の提供を停止することが出来ます。(飲用牛乳、主食(パン・米飯)のみの提供も可能です。)その場合の給食費は、該当食品相当額を減額して徴収します。

また、多数の原因食物による食物アレルギーにより、給食を食べられない場合は、全ての給食提供を停止し、お弁当を持参していただきます。その場合の給食費は徴収しません。

③ 除去対象食品(全校統一基準)

卵(鶏卵(マヨネーズを含む)、うずら卵)、えび、かに、いか、たこ、貝類(あさり、牡蠣など貝類すべて)を使用する献立は、これらの原因食物を除去した給食を提供します。

※ただし、調理の最終段階で除去が可能な献立に限ります。食材に原因食物を使用しているなど、調理工程上、除去できない献立の場合は、除去食の提供ができません。

4. お問い合わせ先

宝塚市教育委員会 学校給食課

電話番号 0797-77-2039(直通)